

# 佐賀大学医学部学科会議規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部に置く学科会議の組織、審議事項及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 医学科会議は、医学科、医学部附属病院、地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センターの教授をもって組織する。

2 看護学科会議は、看護学科の教授をもって組織する。

(審議事項)

第3条 学科会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学科の教授の人事に関する事項

(2) その他学科の運営に関し必要な事項

(会議の招集及び議長)

第4条 学科会議は、学科長が招集し、その議長となる。

2 議長に支障あるときは、あらかじめ学科長の指名した者がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 学科会議は、構成員の3分の2以上（第3条第1項第1号に掲げる事項を付議するときは、4分の3以上）が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、学科会議の同意を得て、構成員以外の者を出席させることができる。

2 前項の出席者は、票決に参加しないものとする。

(学科会議の事務)

第7条 学科会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月8日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。